

## 長野市緑と花いっぱいの会会則

### (名称)

第1条 この会は「長野市緑と花いっぱいの会」と称する。

### (目的)

第2条 この会は市内の緑と花を愛好するものが協力して、緑と花の普及に関する運動を推進し、緑と花を育てることにより生活にうるおいとやすらぎのある明るい社会づくりを図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 緑と花いっぱい運動の推進
- (2) 種苗、肥料等のあっせん及び配布
- (3) 講習会、展示会等の開催
- (4) その他目的達成に必要な事項

### (会員)

第4条 この会の趣旨に賛同する団体及び個人を会員とする。

2 各団体には、この会の代表者をおく。

### (役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名以内

### (役員を選任)

第6条 会長及び副会長は理事の互選による。

2 理事及び監事は会員の代表者のうちから総会において選出する。

### (役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 2 会長は会を代表し、会議の議長となる。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 理事は、会の運営にあたる。
- 5 監事は会計を監査する。

### (役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とし再任をさまたげない。

ただし、欠員によって再任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は辞任又は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

#### (会議)

第9条 この会の会議は総会及び役員会とし必要に応じて会長が召集する。

- 2 総会は、各団体会員の代表者等をもって構成する。
- 3 総会に次の事項を付議する。
  - (1) 事業の報告及び決算に関すること
  - (2) 事業計画及び予算に関すること
  - (3) 会則の改廃に関すること
  - (4) 役員の選出
  - (5) 会費の額
  - (6) その他この会の運営に関する重要事項
- 4 役員会は随時開催し、この会の必要な事項を審議する。

#### (会費)

第10条 この会の経費は、会費、助成金、及びその他の収入をもってこれにあてる。

#### (会計年度)

第11条 この会の会計年度は毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

#### (顧問)

- 第12条 この会に顧問を置くことができる
- 2 顧問は、会長が推薦し、総会において決め委託する。
  - 3 顧問は、本会の行事及び運営の相談・指導にあたる。
  - 4 顧問の任期も役員と同じとし、再任をさまたげない。

#### (事務局)

第13条 本会の事務の円滑な処理のためNPO法人CO2バンク推進機構に事務局を設置し、事務局長1名、事務局員若干名を置く。

#### (補則)

第14条 この会則に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。

#### 附 則

この会則は昭和57年10月25日から実施する。

この会則は平成3年5月16日から実施する。

この会則は平成8年4月22日から実施する。

この会則は平成 11 年 4 月 13 日から実施する。

この会則は平成 18 年 5 月 11 日から実施する。

この会則は平成 20 年 4 月 21 日から実施する。

この会則は平成 22 年 4 月 20 日から実施する。